

令和 8 年度 入札参加資格制限・入札参加停止対象者一覧

	業者名	期 間	理 由	根拠規定
7	株式会社翔設計 (東京都渋谷区)	令和 8 年 10 月 15 日から 令和 9 年 2 月 14 日まで (4 ヶ月間)	マンションの大規模修繕工事について、独占禁止法第 3 条 (不当な取引制限の禁止) の規定に違反する行為を行っていたとして、公正取引委員会より排除措置命令を受けた。	伊丹市入札参加停止基準別表第 2.2(3)
6	株式会社東急コミュニティー (東京都世田谷区)	令和 8 年 10 月 15 日から 令和 9 年 2 月 14 日まで (4 ヶ月間)	マンションの大規模修繕工事について、独占禁止法第 3 条 (不当な取引制限の禁止) の規定に違反する行為を行っていたとして、公正取引委員会より排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。	伊丹市入札参加停止基準別表第 2.2(3)
5	株式会社 COMTAS (京都市上京区)	令和 8 年 10 月 8 日から 令和 9 年 10 月 7 日まで (1 年間)	本市発注の「令和 8 年度伊丹市立小中学校電動吊下げ式バスケットゴール点検委託業務」において、契約締結後に事業者から仕様書の内容に見落としがあり、業務を遂行できない旨の申し出があったため、契約の解除に至った。	地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項第 5 号 及び伊丹市入札参加資格制限基準 2(5) ②
4	日本管財株式会社 (西宮市)	令和 8 年 8 月 20 日から 令和 8 年 10 月 19 日まで (2 ヶ月間)	当該業者及び同業者の社員が、労働安全衛生法違反の容疑により書類送検された。	伊丹市入札参加停止基準別表第 2.7(4) ②
3	株式会社ウエダ建設 (丹波市)	令和 8 年 8 月 7 日から 令和 9 年 1 月 6 日まで (5 ヶ月間)	兵庫県から、建設業法第 28 条第 3 項の規定に基づく営業の停止処分を受けた。	伊丹市入札参加停止基準別表第 2.6(2) ②
2	株式会社中造園 (葛城市)	令和 8 年 6 月 22 日から 令和 8 年 7 月 21 日まで (1 ヶ月間)	奈良県知事より、建設業法第 28 条第 1 項の規定に基づく指示処分を受けた。	伊丹市入札参加停止基準別表第 2.6(3) ③
1	スバル興業株式会社 (東京都千代田区)	令和 8 年 5 月 27 日から 令和 8 年 7 月 26 日まで (2 ヶ月間)	首都高速道路(株)が発注する道路清掃業務において、独占禁止法第 3 条 (不当な取引制限の禁止) の規定に違反する行為を行っていたとして、公正	伊丹市入札参加停止基準別表第 2.2(3)

			取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。	
--	--	--	-----------------------------	--

(令和7年(2025年)度以前より継続中のもの)

	業者名	期 間	理 由	根拠規定
1	有限会社クワヤマコ ンストラクション (伊丹市)	令和8年2月26日から 令和9年8月25日まで (1年6ヵ月間)	本市発注の「令和7年度伊丹市共同利用施設山田西在センターほか1施設外壁及び屋根改修工事設計委託業務」において、業務進捗が著しく悪く、履行期間内の業務完了が不可能なため、契約の解除に至った。	地方自治法施行令第167条の4第2項第5号及び伊丹市入札参加資格制限基準2(5)②